

扶桑町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	34,213	8,439,900	328,785	1,726,191	20.5	19.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
24年度	212	705,607	98,092	251,420	1,055,119	4,977	5,691

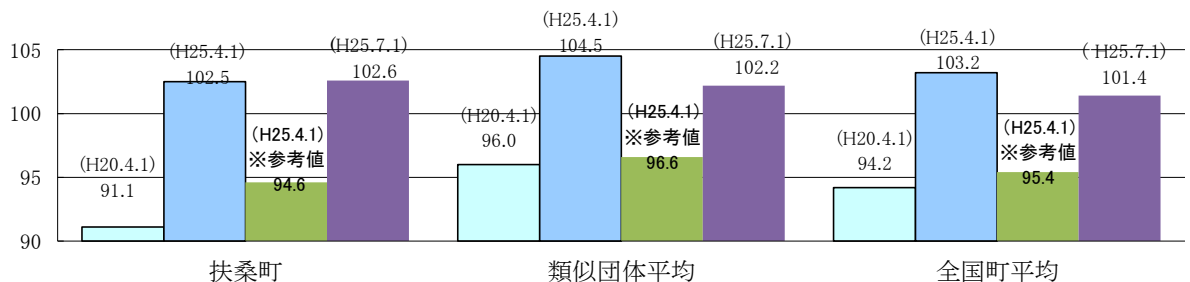
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施せず	職員数の削減等により、人件費削減を行ってきているため

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
扶桑町	42.5 歳	316,690 円	379,564 円	346,159 円
愛知県	42.4 歳	332,811 円	432,853 円	380,945 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446)	—	376,257 円 (405,463)
類似団体	42.5 歳	318,183 円	372,035 円	349,189 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する 民間の類似 職 種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
扶桑町	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
	45.2	18	245,506	253,385	250,189	—	—	—	—
うち学校給食	38.8	7	222,971	229,900	229,614	調理士	40.7	269,700	0.85
うち用務員	57.3	3	289,300	292,632	289,300	用務員	53.7	202,700	1.44
うちその他	46.2	8	248,800	259,238	253,512	—	—	—	—
愛知県	52.0	386	335,477	387,653	371,465	—	—	—	—
国	49.9	3,272	272,119 (286,850)	—	309,534 (325,400)	—	—	—	—
類似団体	49.8	14	289,569	315,862	305,687	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
扶桑町	— 円	— 円	—
うち学校給食員	3,608,107	3,656,400	0.99
うち用務員	4,644,973	2,809,400	1.65
うちその他	4,087,199		

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成22～24年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース

(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		扶 桑 町	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	176,734 円	163,987 円 (172,200)
	高 校 卒	144,500 円	142,881 円	133,418 円 (140,100)
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	131,532 円	—
	中 学 卒	129,200 円	120,183 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

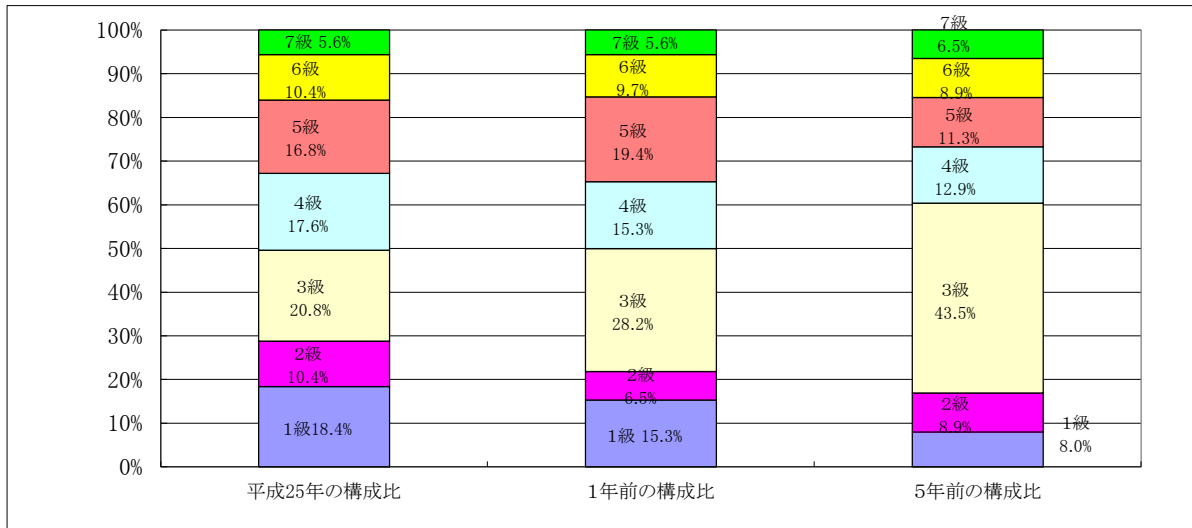
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	246,700 円	— 円	339,000 円	404,900 円
	高 校 卒	— 円	— 円	308,700 円	382,300 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、技師補、主事、技師	23人	18.4%	135,600円	243,700円
2級	主事、技師	13人	10.4%	185,800円	307,800円
3級	主査	26人	20.8%	222,900円	354,700円
4級	統括主査	22人	17.6%	261,900円	388,300円
5級	主幹	21人	16.8%	289,200円	400,600円
6級	課長	13人	10.4%	320,600円	422,600円
7級	部長	7人	5.6%	366,200円	456,200円

(注) 1 扶桑町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定

評定者は第1次と第2次の2名とし、各職員に与えられた11の評定要素についてAからEの5段階で評価する。調整者が評定者の評定を検討、調整し、確認者は勤務実績に対して評語を決定。

昇給区分 (勤務成績)	A (極めて良好)	B (特に良好)	C (良好)	D (やや良好でない)	E (良好でない)
昇給の 号給数	8以上	6	4(管理職層 にあつては、 3)	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考 上段の号給数は昇給抑制年齢職員(原則55歳を超える職員)以外の職員に、下段の号給数は昇給抑制年齢職員に適用。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

扶桑町	愛知県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,245千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,615千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当の成績率は職員の職務について監督する地位にある者による勤務実績の証明に基づき、当該職員が次のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において定める。

【区分】

【成績率】

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の93以上100分の150以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の82.5以上100分の93未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の75
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の75未満

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

扶 桑 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2～20%加算)			(定年前早期退職特例措置 2～20%加算)		
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	2,709千円	27,681千円	平均支給額	2,709千円	27,681千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)	457 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	30,466 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	7.08 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務職	町税の賦課、徴収事務	月額2,500円以内
防疫作業手当	一般行政職	感染症予防等に対する処理作業	日額2,000円以内
用地交渉等手当	一般行政職	土地取得のための交渉業務	日額650円
災害応急等作業手当	一般行政職	災害に対する巡回、応急作業	日額550円/巡回監視のみ 350円
行旅死亡者処理手当	一般行政職	行旅死亡者処理業務	日額2,000円以内
死亡犬、猫等処理手当	一般行政職	死亡犬、猫等処理業務	日額500円以内
道路補修業務手当	技能労務職	道路補修業務	月額4,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	40,994 千円
職員1人当たり平均支給年額 （24年度決算）	256 千円
支給実績（23年度決算）	31,151 千円
職員1人当たり平均支給年額 （23年度決算）	198 千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （24年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （24年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 （配偶者なし）11,000円 特定期間の加算 5,000円	同		千円 18,719	円 231,098
住居手当	借家・借間居住者 最高 27,000円	同		千円 6,479	円 249,192
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000円 自動車等使用者 距離に応じて 最高 24,500円	同		千円 5,773	円 44,068
管理職手当	部長職 62,000円 課長職 54,000円 主幹職 31,700円	異		千円 24,914	円 479,115

6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	792,000 円	(— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	703,000 円		904,000 円 / 383,500 円	
		(— 円)		750,000 円 / 311,500 円	
		(— 円)		円 / 円	
報 酬	議 長	387,000 円	(— 円)	486,500 円 / 227,000 円	
	副 議 長	306,000 円		419,300 円 / 182,000 円	
	議 員	281,000 円		390,000 円 / 157,000 円	
		(— 円)			

期末手当	町副町長	長 長	(24年度支給割合) 2.95 月分
	議副議	長 長 員	(24年度支給割合) 2.95 月分
退職手当	町副町長	長 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 79.2万円×在職月数×0.441 1,676万円 (任期毎) 70.3万円×在職月数×0.265 894万円 (任期毎)
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

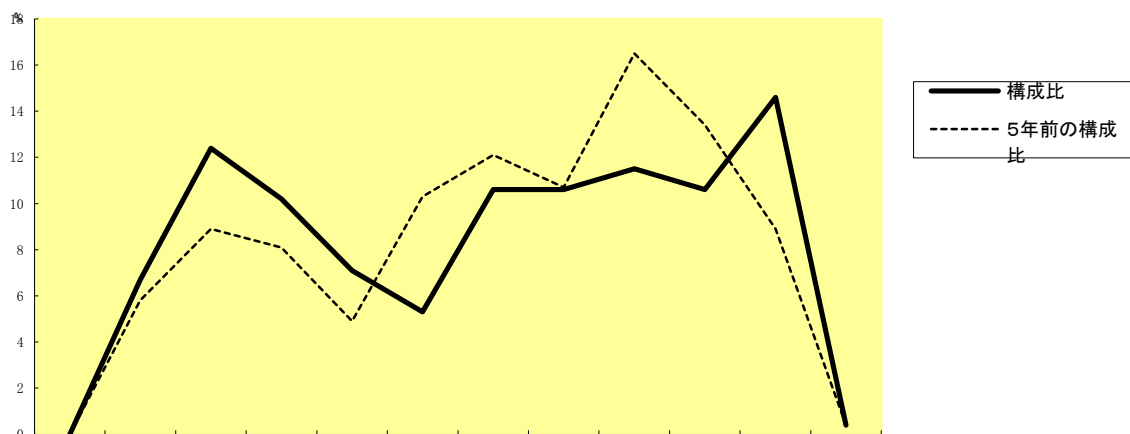
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成24年		
普通 会 計 部 門	一般 行政 政 部 門	議会	3	3	1	愛北広域事務組合への派遣業務開始による増
		総務	39	39		
		税務	14	14		
		農林水産	4	4		
商工		1	1			
土木		15	15			
民生		84	84			
衛生		19	18			
	計	179	178		<参考> 人口1万人当たり職員数 52.25人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.41人)	
	教育部門	34	34			
	小計	213	212		<参考> 人口1万人当たり職員数 62.18人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.51人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	下水道	6	6			
	その他	7	7			
	小計	13	13			
合計		226 [267]	225 [267]	1 []		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	15人	28人	23人	16人	12人	24人	24人	26人	24人	33人	1人	226人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	178	176	176	177	178	179	1(0.6%)
教育	33	34	34	35	34	34	1(3.0%)
公営企業等会計	13	13	13	13	13	13	0(0.0%)
総合計	224	223	223	225	225	226	2(0.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。